

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5994373号
(P5994373)

(45) 発行日 平成28年9月21日(2016.9.21)

(24) 登録日 平成28年9月2日(2016.9.2)

(51) Int.Cl. F I
G O 6 F 13/00 (2006.01) G O 6 F 13/00 5 1 0 A

請求項の数 5 (全 13 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2012-107129 (P2012-107129) (22) 出願日 平成24年5月8日(2012.5.8) (65) 公開番号 特開2013-235401 (P2013-235401A) (43) 公開日 平成25年11月21日(2013.11.21) 審査請求日 平成27年3月19日(2015.3.19)</p>	<p>(73) 特許権者 000005223 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 (74) 代理人 100089118 弁理士 酒井 宏明 (72) 発明者 木村 真敏 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内 審査官 寺谷 大亮</p>
---	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 連携プログラム及び情報処理装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータに、

記憶デバイスを無線通信により検出した際に、前記無線通信により検出された記憶デバイスの識別情報と、前記コンピュータに挿入されている記憶デバイスの識別情報と、が一致するかの判定を行い、

前記判定において一致すると判定された場合に、前記無線通信により検出された記憶デバイスからの無線通信によるデータの取込みを行わないように制御する

処理を実行させることを特徴とする連携プログラム。

【請求項2】

前記識別情報は、無線通信に関する識別子であることを特徴とする請求項1に記載の連携プログラム。

【請求項3】

前記コンピュータに挿入されている記憶デバイスが前記コンピュータから給電を開始された際に前記コンピュータに挿入されている記憶デバイスが記憶するデータを取込むアプリケーションが起動されたか否かを判定し、前記アプリケーションが起動されなかった場合には、有線接続により前記データを取込むことを特徴とする請求項1又は2に記載の連携プログラム。

【請求項4】

前記無線通信により検出された記憶デバイスを検出した際に、前記記憶デバイスが記憶

するデータを自動で取込むための登録が行われているか否かを判定し、

登録が行われていない場合には、前記無線通信により検出された記憶デバイスが記憶するデータを無線通信により自動で取込むための登録を行う

処理を前記コンピュータにさらに実行させ、

登録が行われている場合に、前記判定を行うことを特徴とする請求項 1、2 又は 3 に記載の連携プログラム。

【請求項 5】

記憶デバイスを無線通信により検出した際に、前記無線通信により検出された記憶デバイスの識別情報と、前記コンピュータに挿入されている記憶デバイスの識別情報と、が一致するかの判定を行う判定部と、

前記判定部により一致すると判定された場合に、前記無線通信により検出された記憶デバイスからの無線通信によるデータの取込みを行わないように制御する制御部と

を有することを特徴とする情報処理装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、連携プログラム及び情報処理装置に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、無線 LAN の AP (アクセスポイント) 及び STA (ステーション) を内蔵したメモ리카ードが利用可能となっている。利用者は、このような無線 LAN 機能を内蔵したメモ리카ード (以下、「WLAN 内蔵メモ리카ード」という) をパソコン (以下、「PC」という) やスマートフォンに登録し、写真や動画の自動取込を設定しておくことができる。すると、登録された WLAN 内蔵メモ리카ードを挿したデジタルカメラで撮影した写真や動画は、自動的に PC やスマートフォンに取込まれる。

【0003】

また、無線 LAN 機能に加えて独自の Web サーバ機能を備えたメモ리카ードでは、利用者は、PC やスマートフォンでウェブブラウザを起動し、URL でメモ리카ードを指定することによって、メモ리카ード内のフォルダやファイルを表示することができる。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0004】

【非特許文献 1】「無線 LAN で写真転送!! な SD メモ리카ード」、[平成 24 年 4 月 16 日検索]、インターネット <URL: <http://k-tai.impress.co.jp/cda/article/stapa/43417.html>

【非特許文献 2】「Eye-Fi X2 にダイレクトモードがきたッ!!」、[平成 24 年 4 月 16 日検索]、インターネット <URL: http://k-tai.impress.co.jp/docs/column/stapa/20110425_442155.html

【非特許文献 3】「FlashAir でデジカメが無線 LAN 対応」、[平成 24 年 4 月 16 日検索]、インターネット <URL: http://k-tai.impress.co.jp/docs/column/stapa/20120409_525089.html

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、写真や動画をメモ리카ードから取込むアプリケーション (以下、「取込アプリ」という) が PC にインストールされていると、WLAN 内蔵メモ리카ード内の写真や動画が二重取込みされるという問題がある。

【0006】

具体的には、特定のフォルダが存在するメモ리카ードが PC のメモ리카ードスロットに挿されると、取込アプリが起動され、メモ리카ードから PC に写真や動画が取込まれる。

10

20

30

40

50

一方、APを内蔵したメモリカードがPCに挿されると、メモリカードが給電されてAPが起動される。そして、写真や動画の自動取込みが設定されていると、無線LAN機能を利用してメモリカードからPCに写真や動画が取込まれる。すなわち、WLAN内蔵メモリカード内の写真や動画は、取込アプリと無線LAN機能により二重取込みされる。

【0007】

本発明は、1つの側面では、WLAN内蔵メモリカード内の写真や動画が二重取込みされることを防ぐ連携プログラム及び情報処理装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本願の開示する連携プログラムは、1つの態様において、コンピュータに、記憶デバイスを無線通信により検出した際に、前記無線通信により検出された記憶デバイスの識別情報と、前記コンピュータに挿入されている記憶デバイスの識別情報と、が一致するかの判定を行う処理を実行させる。そして、前記コンピュータに、前記判定において一致すると判定された場合に、前記無線通信により検出された記憶デバイスからの無線通信によるデータの取込みを行わないように制御する処理を実行させる。

10

【発明の効果】

【0009】

1実施態様によれば、WLAN内蔵メモリカード内の写真や動画が二重取込みされることを防ぐことができる。

【図面の簡単な説明】

20

【0010】

【図1】図1は、実施例に係るPC-メモリカード連携システムの構成を示す機能ブロック図である。

【図2】図2は、メモリカードから取込まれた写真データの管理方法の一例を示す図である。

【図3】図3は、連携部の構成を示す機能ブロック図である。

【図4】図4は、登録処理部によるWLAN内蔵メモリカードの登録処理を説明するための図である。

【図5】図5は、WLAN内蔵メモリカードが挿された時のPCの処理フローを示すフローチャートである。

30

【図6】図6は、第2取込部によるWLAN内蔵メモリカードからの写真の取込み処理のフローを示すフローチャートである。

【図7】図7は、PC-メモリカード連携を実現するためのPCにおけるソフトウェア構成を示す図である。

【図8】図8は、PCのハードウェア構成を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0011】

以下に、本願の開示する連携プログラム及び情報処理装置の実施例を図面に基づいて詳細に説明する。なお、この実施例は開示の技術を限定するものではない。

【実施例】

40

【0012】

まず、実施例に係るPC-メモリカード連携システムについて説明する。図1は、実施例に係るPC-メモリカード連携システムの構成を示す機能ブロック図である。図1に示すように、PC-メモリカード連携システム1は、PC2とWLAN内蔵メモリカード3とを有し、PC2とWLAN内蔵メモリカード3との間で連携を行う。ここで、「連携」とは、WLAN内蔵メモリカード3などメモリカードが記憶する写真や動画などをPC2に取込むことである。

【0013】

PC2は、WLAN部21と、連携部22と、入力制御部23と、表示制御部24と、MCインタフェース部25と、データ取込部26と、連携データ記憶部27と、検出部2

50

8と、給電部29とを有する。

【0014】

WLAN部21は、無線LANを用いて通信を行い、ここでは、WLAN内蔵メモリカード3のWLAN部31と通信を行う。WLAN部21は、WLAN部21を無線LAN通信においてアクセスポイントとして機能させるAP部211と、WLAN部21を無線LAN通信においてステーション(クライアント機器)として機能させるSTA部212とを有する。

【0015】

連携部22は、WLAN部21又はMCインタフェース部25を用いて他の情報通信機器と連携を行い、ここでは、WLAN内蔵メモリカード3と連携を行う。なお、連携部22の詳細については後述する。

10

【0016】

入力制御部23は、マウス、キーボードなどの入力装置を用いてユーザが入力したデータを受け付け、受け付けたデータを連携部22に渡す。表示制御部24は、連携部22が出力するデータを表示装置に表示する。

【0017】

MCインタフェース部25は、WLAN内蔵メモリカード3などのメモリカードがPC2に挿されている場合に、メモリカードのPCインタフェース部34と有線通信を行うインタフェースである。

【0018】

データ取込部26は、写真データや動画データを格納する特定のフォルダを有するメモリカードがPC2に挿された際に起動され、MCインタフェース部25を用いて写真データや動画データを取込む取込アプリである。

20

【0019】

連携データ記憶部27は、メモリカードから取込まれた写真データ及び動画データを記憶する記憶部である。図2は、メモリカードから取込まれた写真データの管理方法の一例を示す図である。図2(a)はメモリカード内の写真データの管理方法を示し、図2(b)はPC2内の写真データの管理方法を示す。

【0020】

図2(a)に示すように、メモリカード内では、「ルート」フォルダの中の「DCIM(Digital Camera Images)」フォルダの中にメーカー固有のフォルダ「AAAA」が作成される。そして、「AAAA」フォルダの中の「xxx00001.JPG」などの名前のファイルに各写真データが格納される。

30

【0021】

一方、図2(b)に示すように、PC2内では、「ライブラリ」フォルダの中の「ピクチャ」フォルダの中に取込アプリ固有のフォルダ「BBBB」が作成される。そして、「BBBB」フォルダの中に写真が撮影された年月日を示すフォルダ「2012-04-18」が作成され、「2012-04-18」フォルダ中の「2012-04-18_xxx00001.JPG」などの名前のファイルに各写真データが格納される。すなわち、メモリカードで用いられるファイル名の先頭に年月日を示す文字列が付加されたファイル名がPC2では用いられる。

40

【0022】

図1に戻って、検出部28は、WLAN内蔵メモリカード3などのメモリカードがPC2に挿されたことを検出して連携部22及び給電部29に通知する。給電部29は、WLAN内蔵メモリカード3などのメモリカードがPC2に挿されたことを検出部28から通知されると、メモリカードに給電を開始する。

【0023】

WLAN内蔵メモリカード3は、WLAN部31と、ファイル管理部32と、記憶部33と、PCインタフェース部34とを有する。

【0024】

50

WLAN部31は、無線LANを用いて通信を行い、ここでは、PC2のWLAN部21と通信を行う。WLAN部31は、WLAN部31を無線LAN通信においてアクセスポイントとして機能させるAP部311と、WLAN部31を無線LAN通信においてステーション(クライアント機器)として機能させるSTA部312とを有する。

【0025】

ファイル管理部32は、記憶部33に記憶されたファイルを管理する。ファイル管理部32は、例えば、図2(a)に示した方法で写真データを管理する。記憶部33は、写真や動画などのデータをファイルとして記憶する。PCインタフェース部34は、WLAN内蔵メモリカード3がPC2に挿されている場合に、PC2のMCインタフェース部25と有線通信を行うインタフェースである。

10

【0026】

次に、連携部22の構成について説明する。図3は、連携部22の構成を示す機能ブロック図である。図3に示すように、連携部22は、連携判定部221と、登録処理部222と、第1取込部223と、第2取込部224と、制御部225とを有する。

【0027】

連携判定部221は、WLAN内蔵メモリカード3がPC2に挿された際に、連携部22が無線LANにより写真や動画を取込まないように制御する。具体的には、連携判定部221は、WLAN内蔵メモリカードを無線で検出した際に、検出したWLAN内蔵メモリカードとPC2に挿されているWLAN内蔵メモリカード3とでSSIDが一致するかどうかを判定する。そして、連携判定部221は、SSIDが一致する場合には、無線で検出したWLAN内蔵メモリカードがPC2に挿されているWLAN内蔵メモリカード3であるので、無線LANにより写真や動画を取込まないように制御する。

20

【0028】

すなわち、連携判定部221は、SSIDが一致する場合には、WLAN内蔵メモリカード3がPC2に挿された際にMCインタフェース部25により写真や動画が取込まれているので、無線LANにより写真や動画を取込まないように制御する。

【0029】

このように、連携判定部221が、WLAN内蔵メモリカード3がPC2に挿された際に、無線LANにより写真や動画を取込まないように制御することによって、写真や動画が二重に取込まれることを防ぐことができる。

30

【0030】

登録処理部222は、未登録のWLAN内蔵メモリカード3がPC2に挿された際に、利用者の指示に基づいて、WLAN内蔵メモリカード3を連携対象としてPC2に登録する。具体的には、登録処理部222は、無線通信で用いられるSSID(Service Set Identifier)及びパスワードをWLAN内蔵メモリカード3の特定のファイルに書き込むとともに、SSID及びパスワードをPC2に保存する。

【0031】

図4は、登録処理部222によるWLAN内蔵メモリカード3の登録処理を説明するための図である。図4に示すように、PC2は、WLAN内蔵メモリカード3が挿されたことを検出すると、取込アプリを起動し、写真及び動画の取込画面4を表示する。

40

【0032】

そして、登録処理部222は、WLAN内蔵メモリカード3の検出を画面右下の検出バルーン表示5により利用者に通知するとともに、セキュリティの設定や自動取込みの登録に関する問合せを検出バルーン表示5により利用者に行う。

【0033】

そして、利用者が検出バルーン表示5をクリックすると、登録処理部222は、WLAN内蔵メモリカード3の登録画面6を表示する。利用者は、登録画面6を用いて写真及び動画の自動取込みの設定を行う。すると、登録処理部222は、写真及び動画の自動取込みの設定が完了したことを利用者に通知する完了画面8を表示し、登録処理を終了する。

【0034】

50

なお、利用者が登録画面6で無線LANのSSIDや暗号化キーの設定変更を指示すると、登録処理部222は、設定画面7を表示し、利用者は、設定画面7を用いてSSIDや暗号化キーの設定を変更する。

【0035】

図3に戻って、第1取込部223は、WLAN内蔵メモリカード3などのメモリカードから写真及び動画をMCインタフェース部25を用いて取込み、取込んだ写真及び動画のデータを連携データ記憶部27に書き込む。また、第1取込部223は、メモリカードから写真及び動画を取込む際に、写真及び動画のデータを記憶するファイルの管理をデータ取込部26と同様の方法で行う。

【0036】

第2取込部224は、登録されたWLAN内蔵メモリカードのAPを無線で検出すると、WLAN内蔵メモリカードから写真及び動画をWLAN部21を用いて取込み、取込んだ写真及び動画のデータを連携データ記憶部27に書き込む。また、第2取込部224は、WLAN内蔵メモリカードから写真及び動画を取込む際に、写真及び動画のデータを記憶するファイルの管理をデータ取込部26と同様の方法で行う。

【0037】

ただし、第2取込部224は、WLAN内蔵メモリカード3がPC2に挿されたときには、データ取込部26又は第1取込部223により写真及び動画が取込まれるので、WLAN部21を用いた写真及び動画の取込みは行わない。

【0038】

このように、第2取込部224が、WLAN内蔵メモリカード3がPC2に挿されたときに、WLAN部21を用いた写真及び動画の取込みを行わないことで、WLAN内蔵メモリカード3内の写真及び動画の二重取込みを防ぐことができる。

【0039】

また、第1取込部223及び第2取込部224が、WLAN内蔵メモリカード3から写真及び動画を取込む際に、写真及び動画のデータを記憶するファイルの管理を取込アプリと同様の方法で行うことで、写真及び動画の二重管理を防ぐことができる。

【0040】

制御部225は、連携部22全体の制御を行う処理部であり、具体的には、機能部間の制御の移動や機能部間のデータの受け渡しなどを行う。

【0041】

次に、WLAN内蔵メモリカード3が挿された時のPC2の処理フローについて説明する。図5は、WLAN内蔵メモリカード3が挿された時のPC2の処理フローを示すフローチャートである。

【0042】

図5に示すように、検出部28がWLAN内蔵メモリカード3を検出する(ステップS1)と、給電部29がWLAN内蔵メモリカード3に給電し、WLAN内蔵メモリカード3のAPが起動される(ステップS2)。

【0043】

また、PC2はデータ取込部26すなわち取込アプリを起動する(ステップS3)。そして、連携判定部221が、取込アプリが起動されたか否かを判定し(ステップS4)、取込アプリが起動されていない場合には、第1取込部223が写真及び動画を取込むためのアプリとして起動する(ステップS5)。一方、取込アプリが起動されている場合には、取込アプリが写真及び動画を取込む。そして、連携判定部221は、挿されたメモリカードがWLAN内蔵メモリカード3であるか否かを確認する(ステップS6)。

【0044】

そして、連携判定部221は、WLAN内蔵メモリカードが検出されたか否かを判定する(ステップS7)。その結果、WLAN内蔵メモリカードが検出されない場合(ステップS7、否定)には、ステップS11に進む。

【0045】

10

20

30

40

50

一方、WLAN内蔵メモリカードが検出された場合（ステップS7、肯定）には、連携判定部221は、WLAN内蔵メモリカードが未設定（初期値）であるか否かを判定する（ステップS8）。その結果、未設定でない場合（ステップS8、否定）には、ステップS11に進む。

【0046】

一方、WLAN内蔵メモリカードが未設定である場合（ステップS8、肯定）には、登録処理部222は、WLAN内蔵メモリカードを検出したことを示す検出バルーン表示5を画面右下に表示する（ステップS9）。そして、利用者が検出バルーン表示5をクリックすると、登録処理部222はWLAN内蔵メモリカードをPC2に登録する処理を行う（ステップS10）。すなわち、登録処理部222は、WLAN内蔵メモリカードの特定ファイルにSSID及びパスワードを書込み、PC2にもSSID及びパスワードを登録情報として保存する。

10

【0047】

その後、連携判定部221は、WLANのAPをサーチし（ステップS11）、登録済みのWLAN内蔵メモリカードを検出したか否かを判定する（ステップS12）。その結果、登録済みのWLAN内蔵メモリカードを検出しない場合には、連携部22は、処理を終了する。

【0048】

一方、登録済みのWLAN内蔵メモリカードを検出した場合には、連携判定部221は、無線で検出したWLAN内蔵メモリカードとPC2に挿されているWLAN内蔵メモリカード3が同じであるか否かを判定する。具体的には、連携判定部221は、無線で検出したWLAN内蔵メモリカードとPC2に挿されているWLAN内蔵メモリカード3でSSIDが一致するか否かを判定する（ステップS13）。

20

【0049】

その結果、無線で検出したWLAN内蔵メモリカードとPC2に挿されているWLAN内蔵メモリカード3でSSIDが一致する場合には、データ取込部26又は第1取込部223により写真及び動画を取込み済みであるので、連携部22は処理を終了する。一方、無線で検出したWLAN内蔵メモリカードとPC2に挿されているWLAN内蔵メモリカード3でSSIDが一致しない場合には、第2取込部224がWLAN部21を用いて写真及び動画を取込む（ステップS14）。

30

【0050】

ここで、無線で検出したWLAN内蔵メモリカードとPC2に挿されているWLAN内蔵メモリカード3でSSIDが一致しない場合とは、PC2に挿されたWLAN内蔵メモリカード3以外にWLAN内蔵メモリカードが検出された場合である。

【0051】

このように、無線で検出したWLAN内蔵メモリカードとPC2に挿されているWLAN内蔵メモリカード3でSSIDが一致する場合に、連携判定部221は、写真及び動画を無線LANを用いて取込まないように制御する。したがって、連携部22は、WLAN内蔵メモリカード3からの写真及び動画の二重取込みを防ぐことができる。

【0052】

なお、ステップS4～ステップS10までの処理は、PC2に挿入されたWLAN内蔵メモリカード3を直接確認する処理であり、ステップS11～ステップS14までの処理は、APとして検出されたWLAN内蔵メモリカードに対する処理である。

40

【0053】

次に、第2取込部224によるWLAN内蔵メモリカードからの写真の取込み処理のフローについて説明する。図6は、第2取込部224によるWLAN内蔵メモリカードからの写真の取込み処理のフローを示すフローチャートである。

【0054】

図6に示すように、第2取込部224は、WLAN内蔵メモリカードからWLAN部21を用いて写真データを取込む（ステップS21）。そして、第2取込部224は、各写

50

真データを記憶する各写真ファイルからファイルの作成年月日、すなわち写真の撮影年月日を取得する（ステップS22）。

【0055】

そして、第2取込部224は、各写真ファイルのファイル名の先頭に作成年月日を示す文字列を付加する（ステップS23）。そして、第2取込部224は、「ライブラリ」フォルダの中の「ピクチャ」フォルダの中の取込アプリ固有のフォルダの中に、作成年月日ごとにフォルダを作成し、作成年月日に作成された写真ファイルを格納する（ステップS24）。

【0056】

ただし、第2取込部224は、「ライブラリ」フォルダの中の「ピクチャ」フォルダの中の取込アプリ固有のフォルダの中に、同一の作成年月日のフォルダがある場合には、既にあるフォルダに、作成年月日に作成された写真ファイルを格納する。

10

【0057】

このように、第2取込部224が、WLAN内蔵メモリカードからWLAN部21を用いて写真データを取込む際に、取込アプリと同様の管理方法で写真データを管理することによって、写真データの二重管理を防ぐことができる。

【0058】

次に、PC-メモリカード連携を実現するためのPC2におけるソフトウェアの構成について説明する。図7は、PC-メモリカード連携を実現するためのPC2におけるソフトウェア構成を示す図である。

20

【0059】

図7に示すように、PC-メモリカード連携を実現するためのPC2におけるソフトウェアは、OS410、ドライバ420及びアプリケーション430を有する。OS410、ドライバ420、アプリケーション430は、ハードウェア400と協働して連携処理を実現する。

【0060】

ドライバ420には、WLANプログラム421が含まれる。PC2において実行されるWLANプログラム421は、図1に示したWLAN部21の機能を実現する。このWLANプログラム421は、STAプログラム421a及びAPプログラム421bを含む。PC2において実行されるSTAプログラム421a及びAPプログラム421bは、図1に示したSTA部212及びAP部211の各機能を実現する。

30

【0061】

アプリケーション430には、連携プログラム431が含まれる。PC2において実行される連携プログラム431は、図1に示した連携部22の機能を実現する。連携プログラム431は、WLANプログラム421を用いて他の情報通信機器などと連携を行う。すなわち、PC2の連携プログラム431は、WLAN内蔵メモリカードとの連携処理を実行する。

【0062】

次に、PC2のハードウェア構成について説明する。図8は、PC2のハードウェア構成を示す図である。図8に示すように、PC2は、RAM51と、ネットワークインタフェース装置52と、HDD53と、CPU54と、媒体読取装置55と、バス56とを有する。RAM51、ネットワークインタフェース装置52、HDD53、CPU54、媒体読取装置55は、バス56によって接続されている。

40

【0063】

そして、HDD53には、図1に示した連携部22の機能を実現する連携プログラム431などのプログラムが記憶される。また、HDD53には、図1に示した連携データ記憶部27に記憶される写真データ、動画データなどが記憶される。

【0064】

そして、CPU54が連携プログラム431をHDD53から読み出してRAM51にロードすることにより、連携プログラム431は、連携プロセスとして機能するようにな

50

る。そして、連携プロセスは、HDD 53から読み出した情報などを適宜RAM 51上の自身に割り当てられた領域にロードし、このロードしたデータなどに基づいて各種データ処理を実行する。

【0065】

媒体読取装置55は、連携プログラム431などのプログラムがHDD 53に記憶されていない場合であっても、プログラムを記憶する媒体などから連携プログラム431などのプログラムを読み取る。媒体読取装置55には、例えばCD-ROMや光ディスク装置がある。

【0066】

ネットワークインタフェース装置52は、外部装置とネットワーク経由で接続する装置であり、無線に対応する装置である。ネットワークインタフェース装置52は、図1に示したWLAN部21の機能を実現する。

10

【0067】

なお、上記の連携プログラム431は、公衆回線、インターネット、LAN、WAN (Wide Area Network)などを介してPC 2に接続される他のコンピュータ(またはサーバ)などに記憶されるようにしても良い。この場合には、PC 2がネットワークインタフェース装置52を介して他のコンピュータなどから連携プログラム431を読み出してHDD 53に実装する。

【0068】

上述してきたように、実施例では、PC 2にWLAN内蔵メモリカード3が挿された時に、連携部22は、無線LANを用いた写真や動画の取込みを防ぐ。したがって、連携部22は、写真や動画の二重取込みを防ぐことができる。

20

【0069】

また、実施例では、第1取込部223及び第2取込部224が、WLAN内蔵メモリカードから写真及び動画を取込む際に、写真及び動画のデータを記憶するファイルの管理を取込アプリと同様の方法で行う。したがって、WLAN内蔵メモリカード内の写真及び動画の二重管理を防ぐことができる。

【0070】

なお、実施例では、WLAN内蔵メモリカード3がPC 2に挿された場合について説明したが、本発明はこれに限定されるものではなく、例えば、USBケーブルでWLAN内蔵USBストレージデバイスが接続された場合などにも同様に適用することができる。

30

【符号の説明】

【0071】

- 1 PC - メモリカード連携システム
- 2 PC
- 3 WLAN内蔵メモリカード
- 4 取込画面
- 5 検出バルーン表示
- 6 登録画面
- 7 設定画面
- 8 完了画面
- 21 WLAN部
- 22 連携部
- 23 入力制御部
- 24 表示制御部
- 25 MCインタフェース部
- 26 データ取込部
- 27 連携データ記憶部
- 28 検出部
- 29 給電部

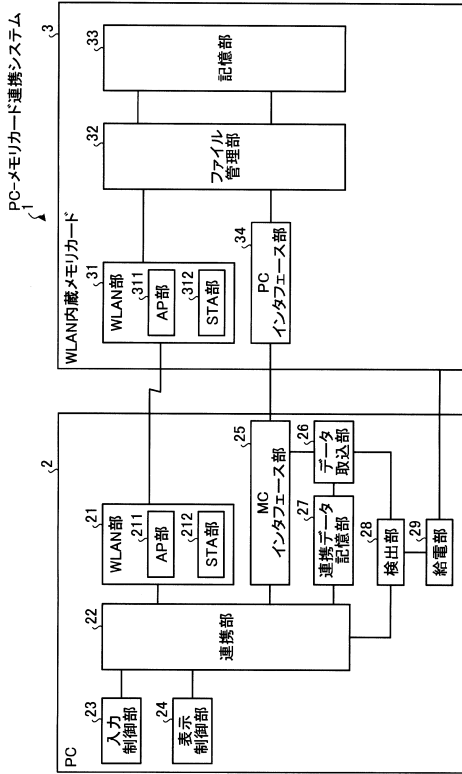
40

50

3 1	W L A N 部	
3 2	ファイル管理部	
3 3	記憶部	
5 1	R A M	
5 2	ネットワークインタフェース装置	
5 3	H D D	
5 4	C P U	
5 5	媒体読取装置	
5 6	バス	
2 1 1	A P 部	10
2 1 2	S T A 部	
2 2 1	連携判定部	
2 2 2	登録処理部	
2 2 3	第 1 取込部	
2 2 4	第 2 取込部	
2 2 5	制御部	
3 1 1	A P 部	
3 1 2	S T A 部	
4 0 0	ハードウェア	
4 1 0	O S	20
4 2 0	ドライバ	
4 2 1	W L A N プログラム	
4 2 1 a	S T A プログラム	
4 2 1 b	A P プログラム	
4 3 0	アプリケーション	
4 3 1	連携プログラム	

【図1】

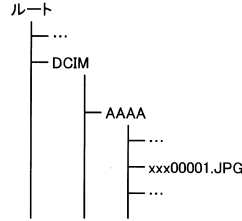
実施例に係るPC-メモリカード連携システムの構成を示す機能ブロック図



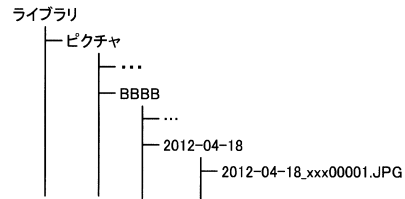
【図2】

メモリカードから取込まれた写真データの管理方法の一例を示す図

(a)メモリカード内の写真データの管理方法

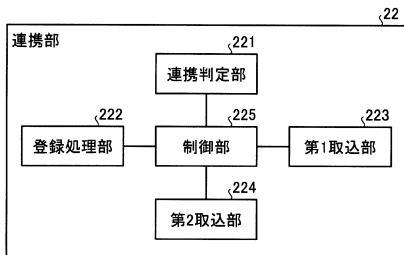


(b)PC内の写真データの管理方法



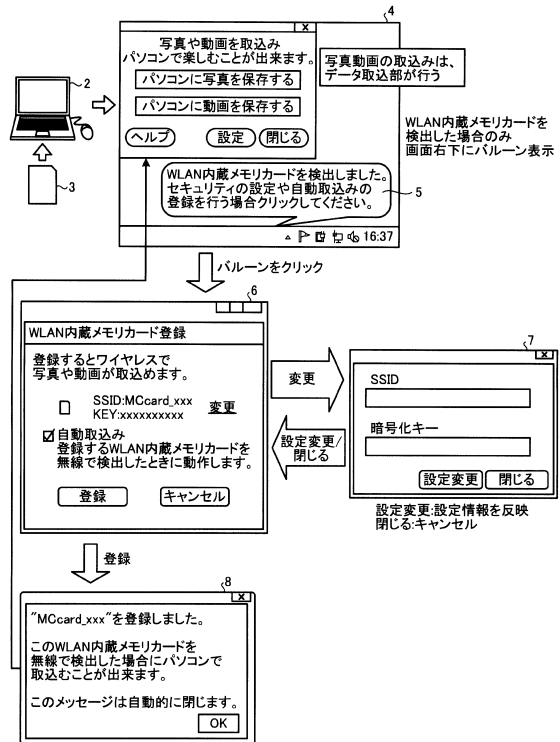
【図3】

連携部の構成を示す機能ブロック図



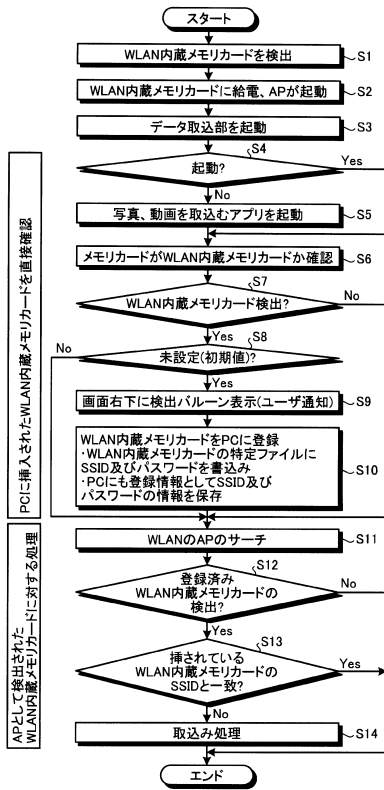
【図4】

登録処理部によるWLAN内蔵メモリカードの登録処理を説明するための図



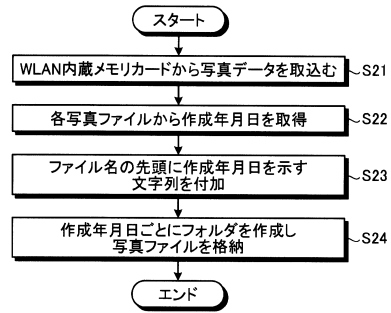
【 図 5 】

WLAN内蔵メモ리카ードが挿された時のPCの処理フローを示すフローチャート



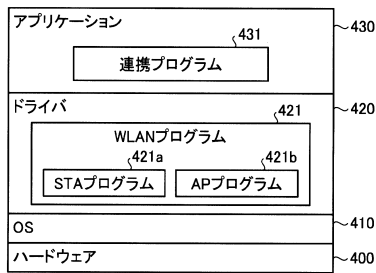
【 図 6 】

第2取込部によるWLAN内蔵メモ리카ードからの写真の取込み処理のフローを示すフローチャート



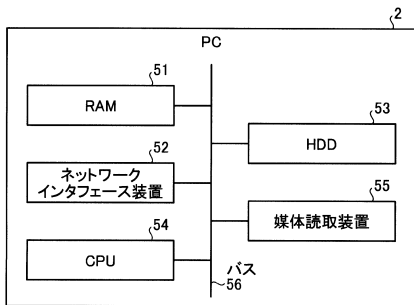
【 図 7 】

PCメモ리카ード連携を実現するためのPCにおけるソフトウェア構成を示す図



【 図 8 】

PCのハードウェア構成を示す図



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2010-288061(JP,A)
特開2011-166236(JP,A)
特開2008-135066(JP,A)
特開2011-147034(JP,A)
特開2005-136900(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 13/00
G06K 17/00
G06K 19/00